

平成 2 9 年

区民委員会会議録

と き 平成29年11月28日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会区民委員会

日 時 平成29年11月28日（火） 午前10時00分～午前10時46分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員	委員長 本多健信君	副委員長 塚本よしひろ君
	委員 渡辺裕一君	委員 中塚亮君
	委員 木村けんご君	委員 藤原正則君
	委員 田中さやか君	

出席説明員	堀越地域振興部長	伊崎地域活動課長
	遠藤協働・国際担当課長	菅生活安全担当課長
	提坂戸籍住民課長	山崎商業・ものづくり課長
	安藤文化スポーツ振興部長	鈴木文化観光課長
	池田スポーツ推進課長	小川オリンピック・パラリンピック準備課長

○午前10時00分開会

○本多委員長

ただいまから、区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項、およびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

第75号議案 指定管理者の指定について

○本多委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。

第75号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木文化観光課長

それでは、第75号議案、指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

この議案につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、公の施設の管理を行わせるために指定管理者を指定するものでございます。お手元の品川区立荏原平塚総合区民会館指定管理者の指定についてという資料をご覧ください。

1の管理対象施設でございますが、名称としましては、品川区立荏原平塚総合区民会館、愛称としてスクエア荏原というふうに呼んでおります。所在地は記載のとおりでございます。

2の指定管理者候補でございますが、今回の候補者は公益財団法人品川文化振興事業団でございます。

3の指定期間でございますが、来年平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となります。

4の指定管理者候補の選定方法でございますが、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」によりまして、今回、簡易型プロポーザル方式（公募型）を採用いたしました。

5の指定管理者候補選定までの経緯でございます。(1)公募についてですが、公募は平成29年6月26日から7月10日まで、区のホームページによりまして募集をかけました。ウにありますように、今回の応募事業者は2事業者でございます。1事業者は公益財団法人品川文化振興事業団、それからもう一者が荏原平塚コミュニティグループという3社による共同事業体の参加でございました。

(2)指定管理者の候補者選定でございますが、ア、審査会でございます。こちらで事前に提出された提案書に基づきまして、ヒアリングと質疑による審査を行いました。審査委員としては、記載のとおり5名の審査委員で9月7日に実施いたしました。この審査会の結果を受けまして、イにあります選定委員会を9月13日に開催いたしました。裏面をご覧ください。選定委員としては、こちらに記載のとおり5人が選定委員として審議いたしました。

6の選定基準でございます。今回5点、主な基準を定めました。(1)利用者の平等な利用の確保、それとサービスの向上を図るものであること。(2)施設の適切な維持管理また管理に係る経費の縮減を図るものであること。(3)会館の管理を安定して行う物的能力また人的能力を有していること。(4)区民の文化の振興またスポーツ活動の促進、コミュニティ活動の振興などに寄与する仕組みを有するものであること。(5)その他、区の施策を理解し、支援および協力する施設運営方針を有するものであること。この5点を

選定基準として選定をいたしました。

7の指定管理者候補として選定した理由でございます。大きく3点ございます。まず1点目でございますが、施設の維持管理につきましては、荏原平塚コミュニティグループのほうが、その3社の中に専門の施設維持管理の事業者がいたことから、僅差ながら安定的な運営を期待できるという評価が出ましたが、文化の振興およびスポーツ活動の促進に関する区からの指定事業、これにつきましては、文化振興事業団のほうが効果的な提案がありまして、区民や関係団体との協力、地域に根差した質の高い事業展開などが推測されたことから選ばれました。また、新しい施設ということもありまして、今回に関しては、建物の維持管理能力も判断はしておりますが、事業の有効性のほうを重要視したということでございます。

2点目としまして、3社の共同体である荏原平塚コミュニティグループにつきましては、提案の上では構成する企業間の連携を図る説明等もありましたが、やはり1団体で全体を運営する文化振興事業団のほうが、比較すると安定的ではないかということでございます。

3点目としまして、総合的な観点で見まして、審査委員会におきましては、総合点としては文化振興事業団のほうが高評価でございました。また、審査委員別に得点を見たところ、5名の審査員のうち4名が文化振興事業団のほうを高評価としたものでございます。これらの理由から、今回は文化振興事業団を選定したというものでございます。

8の今後のスケジュールでございますが、本定例会におきまして、指定管理者の指定議決をいただいた後、指定通知書を送付しまして、具体的な運営管理に関する協議を行いまして協定書を締結する予定となっております。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○中塚委員

今回、指定管理者制度の指定という議案になりますけれども、初めに指定管理者制度そのものには私自身意見がありまして、やはり区の直営でやるべきだと思っております。今回は制度の中における指定ということですので、この経緯や選定した理由について幾つか伺いたいと思います。特に、裏面の指定管理者候補として選定した理由ということですが、先ほども若干説明がありましたが、もう少し詳しく伺いたいと思います。

1つ目は、この指定事業について文化振興事業団のほうが効果的な提案があったと。また、この地域に根差した事業展開が可能だという点ですけれども、もう少し詳しくその理由をお伺いしたいと思います。それと、2つ目は、建物の維持についてよりも有効性を重視したということですが、有効性というのはどういうことなのか伺いたいと思います。3つ目で、もう一方の荏原平塚コミュニティグループ、3社による共同事業体ということで、先ほど3社の中に専門の事業者がいるというご説明もありましたけれども、この3社とはどういう会社なのか。荏原平塚コミュニティグループというのはそもそもどういう、会社なのでしょう、それも含めて少し概要をご説明いただきたいと思います。

○鈴木文化観光課長

まず1点目の文化振興事業団、選定した候補者のほうがいい評価だったという主な理由でございますが、先ほど申し上げたことに加えまして、これまでも5年間指定管理者としてスクエア荏原を運営・維持管理してきた関係、それから事業を実施してきた成果がございますので、それに関するノウハウ、そ

れから関係団体との調整に必要な協力体制、そういうものが整っているというところで、もう一つのコミュニティグループのほうについては、新規の参入ということでその辺が少し今後課題になるところがあるのではないかとこのところ。もう一つは、3社のほうの構成でございますけれども、3点目の質問と少し重なるところでございますが、3社の構成が一つは施設維持管理を専門とする会社、それからもう一つがスポーツ関係の会社、それと機械設備のほかに地域コミュニティに関する事業を今まで公の施設や自治体から受託をして実施するという、それぞれ機能ごと3種類の必要な機能の会社が合同で集ってきたグループでございます。ですので、事業者としては3社で1つのグループという形の申込みになっているものであって、3社を合わせた別の会社を設立したというスタイルではございません。その中で、文化振興事業団のこれまでのノウハウや蓄積の上に立った事業展開が、やはり3社の合同の提案よりは事業に関して具体的、区の施策に沿ったものが提案されていたということで選定をしております。

それから建物の維持管理よりも事業のほうを重要視したということでございますが、新しい施設、設置して5年でございますので、まだ最初の大規模修繕に当たる10年目までもう一期間あるということ、それから比較的小規模な改修、修繕については毎年度区と協議をしながら実施しているところでございますので、今、建物の維持管理については大きな課題がないということでございます。そのことから、より区の施策に沿った、また区民の方に効果のある事業の展開のほうを重要視したということでございます。

○中塚委員

区の施策に沿ったというところを重要視されているというご説明ですけれども、ならば区が直接やったほうがより区民のほうにいいのではないかとこの思いもしてしまうんですけれども、今回指定管理者候補としての選定という件なので、とりわけこの選定の理由にもあります区民の文化の振興およびスポーツ活動の促進に関する指定事業ですね。この指定事業というのは具体的にどういう提案があったのか、その中のどういう点を具体的に評価したのか。荏原平塚コミュニティグループとの対比という意味でご説明いただきたいと思います。

それともう一点、この荏原平塚コミュニティグループ3社について伺ったのですけれども、具体的にどこの会社になるのか、会社名を教えてくださいのと、なぜかという、一方はこの公益財団法人で、もう一方は会社という意味では、公の施設を管理する上で区はそこにどういうふうな判断があるのか、ここも含めてご説明いただきたいと思います。

○鈴木文化観光課長

まず、区の指定事業の具体的な提案の内容でございますが、文化振興事業団のほうは一つ大きなものとしてはやはりこれまでも協力体制で実施をしてきました区民芸術祭関係の事業でございます。それからオリンピック・パラリンピックに向けました区の文化プログラムに関する事業、あと地域の方の参加を促して、その方たちが継続して施設を使えるような事業の提案というものもございまして、この辺がやはり区の本来の施策に沿った効果的なものだという判断をしております。

それからもう一者のコミュニティグループのほうの具体的な提案につきましては、スポーツの会社の中に構成員として入っているということから、スポーツに特化した事業についての提案が複数ございました。その事業自体は実績のある事業をベースに考えてありましたので、かなりしっかりとした事業ではございましたが、荏原平塚会館につきましては、総合区民会館ということでスポーツ施設ではなくて文化も含めた施設で、実際に施設の中の構成としてはスポーツ関係はアリーナが1つ、あとダンスに使えるスタジオもございまして、それ以外は基本的には文化関係、または区民のコミュニティの活動のた

めの貸室という構成でございますので、そちらのウエイトを占める文化関係の事業についての提案が弱かったというのが、少しスポーツにシフトした部分でのデメリットということで判断をいたしました。

それから、具体的な3社の構成事業者の名前ですが、1つ目はアクティオ株式会社、2社目がアシックスジャパン株式会社、3社目が株式会社協栄、この3社が構成団体となっているものでございます。

○田中委員

私も中塚委員と同じ7番の指定管理者候補として選定した理由の、指定事業については文化振興事業団の方が効果的な提案がありとか、事業の有効性を重要視したというところが気になったのです。今具体的にお話を聞いたので質問しないのですけれども、これからの要望として次回からここを充実させてほしい。いつも言うのですけれども、資料をもっと充実させていただくとまた判断がしやすいかなと思うので、ぜひそこをよろしくお願いします。要望です。

○渡辺委員

2点ほど伺います。まず、選定基準、こちらの資料にあります(2)のところ、それぞれ管理等に係る経費の縮減を図るということがあります。ただ、今、時節柄、人件費ですとかも含めて運営のところでも全体的にコスト高になる傾向があります。5年間というスパンの中で、この辺、運営上そこを縮減することによって人的なサービス等に人材確保も含めて支障が出る恐れがあると思われるのですが、その辺の弾力的な区とのやりとり、どのようにお考えか教えてください。

もう一点は、応募事業者が2事業者ということで、最終的に応募に行き着いたのが2だとして、その以前に関心を持たれる、あるいは問い合わせがある、そういう事業者はあったかどうか。そういう場合にはどの程度の数だったのか教えてください。

○鈴木文化観光課長

まず1点目の経費の縮減に関しての部分でございますが、審査の中では当然そちらも提案とヒアリングによる内容のチェックで評価をさせていただいたところでございます。特に、文化振興事業団につきましては、法人の性格上、都の指導もありまして、基本的には何か公的な事業を行うことが中心であって、何か利益を上げる事業は一定程度の割合で抑えるようにという指導がございます。一方で当然、民間事業者が指定管理を受ける大きな理由としましては、指定事業もしくは自主事業の中で経費の圧縮を図ることで余剰に出た部分が自社の利益になるというところが参加理由でございますので、そこが大きく2者の違いでございます。文化振興事業団のほうは、先ほど申し上げたように一定程度の必要経費と関連経費を差し引いた以外の利益はなるべく残さないということで、利益が出た場合に区への貢献ということで区のほうに還付という形で毎年一定程度努力した成果を事業団の経費として利益に計上するのではなくて、区の施策に貢献するという提案がありましたので、ここはやはり大きな違いだと思います。

そのことから、文化振興事業団のほうは決して実際の維持管理、運営に影響が出るような無理な経費削減ではなくて、出た余剰を還元して協力するという提案でございましたので、その内容につきましても、今までの実績どおり、毎年度適切な維持管理が行われるかどうかは引き続き協議をしながら管理をしていきたいと考えております。

2点目の、2事業者以外の問い合わせ等の状況でございますが、当初公募をかけている段階で全部で5者の問い合わせがございました。その後、説明会を開催しまして書類等の提示をしたところ、最終的に参加の意思を表示されたのが2者ということでございます。

○塚本副委員長

最初に、候補選定に当たって審査会というのでヒアリング・質疑があつて、その後選定委員会で選定

するというところで、選定委員会のほうのメンバーというのは、こういうメンバーのセレクションは、どうしてこういうメンバーなのか。どうしてというか、これはどういう決め方によって選定委員が決まるのかということ。それと、ヒアリングに出ているところでは、防災課計画係長がいらっしゃるのですが、選定委員会では保育課長がいて、課が少し違ってきますよね。その辺の違いというのは意図的なのか、そういうことではなくてたまたまということなのか、選定委員会と審査会の2つの会の持ち方や選ばれる人の選ばれ方などについて、詳しく教えていただけますか。

○鈴木文化観光課長

まず、選定委員の、もしくは審査委員も含めてその決め方でございますが、区のプロポ実施に関しまさず区としての全体の要綱がございます。その中で、まずは主管の課長もしくは部長、それから関連部署の課長、あとはほかの所管の部以外の部の管理職というのが主な区全体の基準になっております。その中で今回審査会のほうにつきましては、私所管の課長が一応審査委員長になりまして、施設に関する部署をお願いをしたものでございます。公園課につきましては、スクエア荏原前の広場が一応公園と同様の管理をしているということと、それから防災に関しましては、ご存じのようにあちらは以前区立の小学校でございましたので、現在も避難所等の指定を受けておりますので、その関係で防災課でございます。それからスポーツ推進課につきましては、アリーナでのスポーツ事業関係というようなところで選んだものでございます。

そして選定委員会につきましても同様の基準で選びましたが、保育課と防災課が違う所管になっているのですが、実は保育園につきましても園庭のかわりに広場を使ったりとか近接するところとの連携ということがございますので、その関係で選定のほうには入っていただきました。それから、企画調整課長につきましても、審査会のメンバーと選定委員会のメンバーが全員同じ場合には違う視点からの意見が出てきませんので、選定委員会のときは特に区全体の調整を図る企画の課長をお願いをしたというのが経緯でございます。

○塚本副委員長

わかりました。一つだけさらに確認なのですが、例えば審査会のほうでは防災課計画係長が出席されていて、防災課長は選定委員会のほうにはいらっしゃらないので、その辺の連携というか、もちろんさんされているとは思いますが、その辺について最後に少しご説明をいただきたいと思っております。

○鈴木文化観光課長

審査会のほうの防災課につきましては、課長に最初お願いをしておりまして。ところが、防災課のほうの大きな会議が入ってしまってどうしても調整がつかないということで、代理で係長に出席をお願いしたものでございます。

○塚本副委員長

それで、選定委員会のほうに防災課の方がいらっしゃらなくて、その辺の情報連携ですね。審査会のほうでいろいろ質疑とかしたことがちゃんと伝わっているともちろん思うのですが、そういうことがちゃんとできているかということの確認をさせていただければと。

○鈴木文化観光課長

ご指摘の部分でございますが、審査会での審査結果につきましては、評点、点数だけではなく各委員から出された意見も全てまとめたものを選定委員会でまず最初にご説明をしました。その後で、また違った視点も含めて選定委員のほうで審議をいただきまして、最終的に決定のときには審査会、それから選定委員会、両方に関わっていただいた各課に全て協議を回した上で決定をしたということで、その

辺についてはしっかりと連携をとっているものでございます。

○藤原委員

この品川文化振興事業団というのは、きゅりあんも運営している指定管理者だと思って、まずその確認を。

○鈴木文化観光課長

ご質問のとおり、文化振興事業団につきましては、きゅりあんの指定管理者も昨年更新を経て引き続きお願いしているところでございます。

○藤原委員

そうすると、先ほど課長から中塚委員とのやりとりで答弁がありましたけれども、文化振興事業団というのは運営において安定しているのですよというような答弁がありましたし、ここの荏原平塚に関しては新しい施設だから安定している、ノウハウを持っているところというふうにとっているのですけれども。ということは、もう大過がなければ半永久的に文化振興事業団を、システム上審査はするとおっしゃると思うのですけれども、でもほぼずっとこのままではないかなという思いがある。逆に言うならば、大きな過ちを起こさなければ新規は入れないですよ。だったら、きゅりあんのときみたいに戻して、戻すって今は違いますが、もうこういう審査はしなくて、もう決まっているのですから。決まってないと言うかもしれないのですけれども、文化振興事業団にほとんど、安定しているのだから、大過がなければ。だから、もうここでいいのではないのでしょうか。どう思いますか。

○鈴木文化観光課長

まず、ご質問の事業団がしっかり安定しているということというお話の中で、施設が新しい部分がありました。先ほどご説明で申し上げましたように、今回に関しては設置後まだ5年でございますので、施設のほうに大きな課題はないと。ただ、10年目の大きな施設、大規模な施設の更新期が大体10年目になりますので、当然そのときには今回よりも、施設の維持管理なり修繕の計画の策定などの能力も同じような比重で見ることがあるというふうには考えております。

そういうことも含めまして、また事業についても今回ちょっと資料のほうにも書きましたけれども、総合得点としては僅差でございました。7の選定理由の(1)にも書いてありますように、基本的にはトータルでは僅差で文化振興事業団。その大きな差がついた理由は、先ほど申し上げた文化振興事業、区に沿ったものということでございますので、次回以降も、今度施設の大規模改修等が始まる時には、当然そちらの部分も少しウエイトが上がってきますので、このまま文化振興事業団でよいのではないかと。これは、ちょっと今の段階では判断できないというふうには考えております。

○藤原委員

私も選定理由を読ませていただいて、よくここまで書いてくれたなと。僅差ながらと書いてありますよね。荏原平塚コミュニティグループのほうも僅差で高かったのですよね。「僅差ながら安定的な運営を期待ができるが」と書いてあるので、私はそうとったのです。僅差で安定できて、ちょっと上だったのかと。ちょっと上だったけれども、でもねと否定的な理由が後からいろいろ理由づけが出ているなという思いがあるのですけれども、僅差でと、よくここまでオープンに出してくれたなという思いはすごくあるのです。そういう意味においてぜひ、すみません、違っているならそうではないのだよと答弁を。ただ、この文章だけ読むと、僅差で上だったのかなという思いもあるのですが、その辺について。

○鈴木文化観光課長

私の説明がちょっと足りなかったのかもしれないのですが、7(1)でございますが、施設維持管理につ

いてはコミュニティグループのほうが僅差ながら安定的な運営が期待できると。一方、文化の振興およびスポーツ活動等の事業については事業団ということで、総合点の僅差ということではなくて、施設管理についての僅差という記載でございます。総合的には先ほど申し上げましたように、全体の総合点では文化振興事業団のほうが高得点、それから審査員のほうも5人中4人が文化振興事業団のほうがより望ましいという判断をしたということでございます。

○田中委員

ちょっと気になったのですけれども、先ほどのご答弁の中で、選定委員の中の保育課長がなぜ委員の中にいるのかというところで、広場を使うことがあるからとおっしゃっていたと思うのですが、スクエア荏原の広場というのはどこのことを指しているのかということ。

○鈴木文化観光課長

そこもですが、私の言葉が足りませんで申し訳ありません。スクエア荏原の建物、正面玄関の前の広場のことを指します。あと、裏に保育園を併設しておりまして、すみません、先ほど近接するという言い方をしてしまったのですが、同じ敷地内に保育園があるという意味でございます。

○田中委員

こういうとき助かりますね、タブレット。ここですよ、26号線と建物の間の部分ですよ。ここを保育園の子どもたちが使っていると。

○鈴木文化観光課長

恒常的に園庭として使っているという意味ではなくて、時々散歩だとか何か園の授業のようなときに使うことがあるという意味で、使用しているというふうに申し上げました。

○田中委員

公園はスクエア荏原には含まれないわけですよ。公園までの広さがスクエア荏原の広さで保育園が使っているということで、大丈夫ですよ。

○鈴木文化観光課長

今回の指定管理に係る部分は、建物本体の、要はスクエア荏原の建物自体で、かつ1階にあります喫茶コーナーは除かれます。あそこはこれまでは区の行政財産を民間の事業者に貸しつけまして、そこで利用者の利便性を図るということで喫茶を運営しているという形態をとっておりますので、建物本体で喫茶コーナーを除く部分が指定管理の範囲になります。ただし、先ほど申し上げましたように元小学校だったということもありまして、併設する保育園や近隣の町会、それから避難所としての機能については、指定管理業務の中でその辺の協力・連携を図るということもこちらから仕様として指示をしているところでございます。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○渡辺委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○中塚委員

指定管理者として文化振興事業団を指定することに賛成したいと思います。理由と意見を述べたいのですが、1つは株式会社と違って公益財団法人ということで、区民への還元や貢献に期待したいということと、指定事業について、ここは更なる充実も求めていきたいと思います。

また、意見ですが、質疑のやりとりの中で審査の過程や指定管理者のいわば範囲の話も明らかになりましたけれども、これはやはりあらかじめ資料に提示をして、その上で審査ができるようにしていただきたいと、この点は要望を述べさせていただきたいと思います。

○木村委員

賛成です。

○藤原委員

賛成です。

○田中委員

賛成です。

○本多委員長

それでは、これより第75号議案、指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案審査を終了いたします。

2 報告事項

専決処分の報告について（報告第24号）

○本多委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

専決処分の報告について（報告第24号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○伊崎地域活動課長

それでは私から、報告第24号、損害賠償額の決定に関する専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

こちらの専決処分は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成29年10月27日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分を行ったものでございまして、同条第2項の規定に基づき報告をさせていただきます。

資料につきましては、議案と一緒にお配りしているものでもってご説明をさせていただきます。

それでは、件名でございます。庁有車運行中に起きた手すりの破損事故です。事故の概要といたしましては、こちらの記載にございまして、平成29年10月11日品川第二地域センターの職員が運転する庁有車が、東京都立八潮高等学校の敷地内で後進をした際、左後方の安全確認を怠ったため、スロープの手すりに接触し、その一部を破損したものでございます。

もう少しご説明申し上げますと、八潮高校の正門を入ったところにスペースがあってスロープがあるのですが、そちらを通常でしたら前進をして奥の広いスペースで切り替えてまた戻って出るという形をとっているのですけれども、後方の奥の広いスペースに車両がとまっていたため、バックで入ってそのまま出ようとしたところ、バックで入るときに手すりにぶつかってしまったということでございます。すぐにその場で、地域センターの所長もおりましたので、校長先生または関係の先生方に報告をして、その場でまずお詫びをし、現場の確認をさせていただきました。私からも後日校長先生にはお詫びのご連絡をさせていただいております。

損害賠償額としましては、手すりの修理費34万4,000円となっております。相手方はこちらに記載がございますとおりとなっております。

この事故がございまして、地域活動課としましては、地域センターに宛てましてすぐに車両の運転に関する注意を促しまして、徹底的に安全管理を行うように徹底をしているところでございます。誠に申し訳ございませんでした。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○中塚委員

専決処分ということでこのようなケースがあったことは残念で気をつけていただきたいと思います。

若干もう少し内容について伺いたいのですけれども、地域センターの職員がどういう用事で八潮高校に行ったのか、その仕事の流れに例えば無理があったり慌ててしまった要因がなかったのか、そこも含めてどういう用事があったのかその点を伺いたいと。あと事故を受けて地域センターに注意を喚起したということですが、具体的にどういう内容で注意を喚起したのか。書面になるのでしょうか。要するにこういう点があったのでこういうことでこうですよと、中身をご説明いただきたいと思います。

○伊崎地域活動課長

まず、当日の状況でございますが、品川第二地域センターでは、毎月1回支え愛活動の事業、支え愛活動自体は今は福祉計画課の事業ではございますけれども、そちらの関係で、ほっとステーションが地域センターにある関係で事務局を地域センターで担当しております。その支え愛活動の事業の中で、ふれあいサロンというのを月1回八潮高校内でやっております、そのために荷物の運搬を地域センターの職員が行っております。その荷物の運搬をする際にこういった事故になったということでございます。

こちら、先ほど申し上げましたように、毎月1回やっております、通常でしたら前進で入って切り替えて出てくるということで今までは事故等危険性を感じなかったのですが、今回はほかの車がとまっていた関係で、バックで入るときに後方の確認を怠ってしまったということで、こういう事故に至ってしまったということでございます。

これを受けまして、地域センターの所長会というのを毎月2回やっておりますが、所長会で書面および口頭で、先ほど申し上げたように厳重な注意を行うということを所長に伝え、所長から各地域センターに伝えているということでございます。

○藤原委員

34万4,000円というのは、八潮高校のスロープの手すりを直したお金ですね。でも、庁有車がぶつかっているのだから庁有車自体も破損していると思うのですけれども、それは直さないのかと。全然無傷ということはないと思うのですが、それはどういう形で、直したのであればどういう処理

をするのかということ。それと損害賠償額というのが34万4,000円と出ているけれども、庁有車は損害保険が車に掛かっていると思うのですが、であるならば、その保険から、保険を使う使わないもあるかもしれないのですけれども、保険から払うわけですよね、入っているのであるならば。それなのに、改めてこれもお伺いするのですけれども、こういう形で金額というのは出てくるのでしょうか。

○伊崎地域活動課長

今回のご報告につきましては損害賠償に関する専決処分のご報告ということで、この損害賠償額34万4,000円、専決処分として区長が決定し議会に報告をするという自治法上の規定に基づきましてご報告申し上げているところでして、金額としてはこの34万4,000円のご報告となります。

ただ、車両のほうでございますが、ご指摘のとおり車両にも損傷がございまして、こちらにつきましては、区では自動車の任意保険にはもちろん入っておりますけれども、その中に車両保険が入っておりませんので、区の負担ということで、費用としましては12万7,974円、車の修理費がかかっております。

○藤原委員

車両、庁有車はわかりましたし、その前に34万4,000円という形で出すということもわかりましたが、これは物損事故の保険を使っているのですよねということと、もう一つちょっと細かく聞くなれば、個人で入ると特にそうかと思うのですけれども、保険を使うと保険料が上がるのではないですか、多分上がるのですよね。そういうのというのもわかるのか教えていただけますか。保険を使ったのですかという確認から。

○伊崎地域活動課長

保険のほうは、自動車保険に入っておりますのでそちらの保険を使っております。

この事故があったことで翌年度からの保険料にどの程度反映するかということは、区全体として庁有車に保険を掛けておりますので、これがどの程度の割合になるのか、申し訳ございません、地域活動課では把握ができかねるところでございます。

○中塚委員

すみません、今のご説明で、車両保険には入っていないけれども区全体では入っているという、その辺のご説明がちょっとわからなかったのです。

○本多委員長

質問と答弁を続けていただくのですが、たまたま区民委員会所管の車なのでこの区民委員会での報告。庁有車自体は総務委員会が担当で、その辺十分ご理解いただいた上で、できる範囲での答弁をお願いいたします。

○伊崎地域活動課長

自動車任意保険には入っているのですが、その中で車両の保険は掛けられていない、対象となっていないということでございます。

○本多委員長

では、ほかにないようですので、以上で本件を終了いたします。

以上で報告事項を終了いたします。

3 その他

○本多委員長

次に、予定表3のその他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、区民委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思ひます。

それでは、所管質問がありましたら、ご発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

それでは、ないようですので、一般質問に係る所管質問については終了いたします。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ないようですので、以上でその他を終了します。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

明日は10時から本会議がありますので、10時過ぎの開会になりまして、視察を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

これもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午前10時46分閉会